

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

輸出される食品の衛生に関する証明書の交付の手数料および農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に基づく事務手数料を新たに設けるとともに、工業技術総合センターの試験等のための機器の使用の廃止、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正等に伴う手数料の額の改定等を行うため、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 輸出される食品の衛生に関する証明書の交付の手数料を新たに設定することとします。
(第2条関係)

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づかない衛生証明書交付にかかる手数料について、同法に準じて新たに設定するもの。

・衛生証明書交付手数料 1通につき 870円（新設）

【影響額】87千円（現在対象となるのは、香港向けの乳製品輸出）

- (2) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく事務手数料として、輸出証明書の発行の手数料および適合施設の認定の申請に対する審査の手数料を新たに設定することとします。（第2条関係）

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく以下の手数料を新たに設定するもの。

①輸出証明書の発行の手数料

令和5年6月の国の輸出要綱改正および輸出実績状況およびを鑑みて新たに設定するもの。

・衛生証明書 1件につき 870円（新設）

②適合施設の認定の申請に対する審査の手数料

令和5年6月の国の輸出要綱改正に伴い、輸出処理適合施設認定の申請に対する審査の手数料を新たに設けるもの。

・20,900円（実地検査を要しないもの10,400円）（新設）

【影響額】246千円（食肉および乳・乳製品に係る衛生証明書のみ。輸出処理適合施設認定に関して、現在のところ相談のある施設はない。）

※食肉に係る衛生証明書は現在、1通につき370円に証明した頭数1頭につき10円を加算した額として設定している

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）および建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）の一部改正による題名の変更に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 2 条、別表第 43、別表第 69 関係）

(4) 工業技術総合センター試験等手数料のうち、摩耗試験に係る手数料を削除することとします。（別表第 5 関係）

○老朽化により廃止となった機器に関する規定を削除するもの。

【窯業試験等手数料】

・摩耗試験 1 試料あたり 3,900 円 → 削除

【影響額】 0 千円 (R4 : 0 件)

(5) 消防法に基づく事務手数料のうち、危険物取扱者試験の手数料、危険物の取扱作業の保安に関する講習の受講料および消防設備士試験の手数料の額を改定することとします。（別表第 36 関係）

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物取扱者試験の手数料、危険物の取扱作業の保安に関する講習の受講料および消防設備士試験の手数料の額を改定するもの。

・危険物取扱者試験手数料 甲種 6,600 円 → 7,200 円
乙種 4,600 円 → 5,300 円
丙種 3,700 円 → 4,200 円

・危険物の取扱作業の保安に関する講習の受講料
4,700 円 → 5,300 円

・消防設備士試験手数料 甲種 5,700 円 → 6,600 円
乙種 3,800 円 → 4,400 円

【影響額】 +1,440 千円

（危険物の取扱作業の保安に関する講習の受講料：H30～R4 年間平均件数 2,400 件）

（危険物取扱者試験および消防設備士試験の事務は法の規定により消防試験研究センターが行っており県の収入はない）

(6) 建築基準法に基づく事務手数料について、建築基準法施行令に基づく大規模の修繕または大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査の手数料を新たに設定することとします。（別表第 43 関係）

○建築基準法施行令の改正により、接道規定義務および道路内建築制限の既存不適格建築物に対する大規模修繕または大規模模様替に関する認定の申請に対する審査の手数料を新たに設けるもの。 30,000 円（新設）

【影響額】 0 千円（申請が見込まれない）

(7) 高圧ガス保安法に基づく事務手数料のうち、高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査の手数料の額を改定することとします。(別表第46関係)

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査の手数料の額を改定するもの。

- ・移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造するもののうち、当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく充てん設備としての許可を受けた者 7,400円～91,000円 → 6,000円

【影響額】0千円(当該条件に関する申請は過去実績がない)

(8) 技能検定に係る実技試験の手数料を減額する特例について、その対象者を3級に係る実技試験を受検する年齢23歳未満の者に改めるとともに、その減額する金額を9,000円(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者でない場合にあつては、4,500円)に改めることとします。(別表第57関係)

○若年者に対する技能検定試験の手数料減免の変更

→技能検定2級または3級を受検する25歳未満の在職者(雇用保険被保険者)に対し、都道府県が実技試験の手数料を減免した場合に国が都道府県に一定の補助(補助額最大9,000円)を行ってきたが、令和6年度から補助対象となる減免措置の対象者が「25歳未満の在職者(雇用保険被保険者)」から「23歳未満の者(雇用保険被保険者でない者は半額)」に変更されることに伴い、本県も手数料の減免対象等を変更するもの。

	令和5年度	令和6年度
補助対象者の属性・年齢	2級または3級に係る実技試験を受けようとするもののうち年齢25歳未満の在職者(雇用保険被保険者)	3級に係る実技試験を受けようとするもののうち年齢23歳未満の者(雇用保険被保険者以外にも拡大)
減免措置額	9,000円	9,000円 (雇保被保険者でない者は4,500円)

【影響額】0千円(減免に伴う県財政への影響はない)

※本手数料は直接職能協会が収入しており、県の歳入歳出予算を経由しない。

※減免措置に伴う協会の手数料収入減少分は県補助金により補填しているが、当該補助金の財源として、国から10/10の補助率により支援を受けている。

(9) その他

ア この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。ただし、(5)は、同年5月1日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第31号を次のように改める。

(31) 輸出される食品の衛生に関する証明書の交付の手数料

1通につき 870円

第2条第2項第88号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第90号を同項第91号とし、同項第89号の次に次の1号を加える。

(90) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく事務手数料

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号に掲げるものに限る。）の発行の手数料

1件につき 870円

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査の手数料

1件につき 20,900円（現地における調査を要しないものにあつては、10,400円）

別表第5第2項中

曲	げ	強	度	試	験	同	
摩		耗		試	験	同	

3,100
3,900

を

曲	げ	強	度	試	験	同
---	---	---	---	---	---	---

3,100

に改める。

別表第 36(7)の項中「6,600 円」を「7,200 円」に、「4,600 円」を「5,300 円」に、「3,700 円」を「4,200 円」に改め、同表(8)の項中「4,700 円」を「5,300 円」に改め、同表(11)の項中「5,700 円」を「6,600 円」に、「3,800 円」を「4,400 円」に改める。

別表第 43(2)の項イおよび(3)の項イ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表中(49)の項を(50)の項とし、(48)の項の次に次のように加える。

(49) 政令第 137 条の 12 第 6 項または第 7 項の規定に基づく大規模の修繕または大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査の手数料	30,000 円
---	----------

別表第 43 注 1 第 3 号および第 4 号ならびに注 2 中「模様替え」を「模様替」に改め、同表注 3 および注 4 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第 46(1)の項ア中「イに」を「イおよびウに」に改め、同項イ中「製造するもの」の右に「(ウに掲げる者を除く。)」を加え、同項ウを同項エとし、同項イの次に次のように加える。

ウ 法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する者であつて移動式製造設備のみを使用して高压ガスを製造するもののうち、当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 1 項の許可を受けた者	6,000 円
---	---------

別表第 57 注 2 中「2 級または」を削り、「25 歳」を「23 歳」に、「であつて、次の各号のいずれにも該当するもの」を「(出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 1 の上欄に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者を除く。)」に改め、「9,000 円」の右に「(当該実技試験を受けようとする者が技能検定の受検の申請の日において雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 4 条第 1 項に規定する被保険者でない場合にあつては、4,500 円とする。)」を加え、同表注 2 各号を削る。

別表第 69 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に」に改め、同表(1)の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表(7)の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 36 の改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(30) 省略</p> <p><u>(31) 輸出される牛肉に係る衛生的なとさつ、解体および分割に関する証明書の交付の手数料 1通につき 370円に証明した頭数1頭につき10円を加算した額</u></p> <p>(32)～(76) 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(87) 省略</p> <p>(88) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務</u> 手数料 別表第69に定める額</p> <p>(89) 省略</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条 省略 (使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(30) 省略</p> <p><u>(31) 輸出される食品の衛生に関する証明書の交付の手数料 1通につき 870円</u></p> <p>(32)～(76) 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(87) 省略</p> <p>(88) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務</u> 手数料 別表第69に定める額</p> <p>(89) 省略</p> <p><u>(90) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく事務手数料</u> <u>農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第15条第2項の規定に基づく輸出証明書(農林水産物及び食品</u></p>

(90) 省略

第3条～第9条 省略

付則 省略

別表第1～別表第4 省略

別表第5

工業技術総合センター試験等手数料

1 省略

2 窯業試験等手数料

区分	単位	金額
省略		
曲げ強度試験	同	3,100
摩耗試験	同	3,900
省略		

注 省略

の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号に掲げるものに限る。）の発行の手数料 1件につき 870円

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査の手数料 1件につき 20,900円（現地における調査を要しないものにあつては、10,400円）

(91) 省略

第3条～第9条 省略

付則 省略

別表第1～別表第4 省略

別表第5

工業技術総合センター試験等手数料

1 省略

2 窯業試験等手数料

区分	単位	金額
省略		
曲げ強度試験	同	3,100
(削除)		
省略		

注 省略

別表第6～別表第35 省略

別表第36

消防法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(6) 省略	
(7) 法第13条の3第3項の規定に基づく 危険物取扱者試験の手数料	
ア 甲種危険物取扱者試験	6,600円
イ 乙種危険物取扱者試験	4,600円
ウ 丙種危険物取扱者試験	3,700円
(8) 法第13条の23の規定に基づく危険物 の取扱作業の保安に関する講習の受講料	4,700円
(9)・(10) 省略	
(11) 法第17条の8第3項の規定に基づく 消防設備士試験の手数料	
ア 甲種消防設備士試験	5,700円
イ 乙種消防設備士試験	3,800円
(12)～(16) 省略	

注 省略

別表第37～別表第42 省略

別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

別表第6～別表第35 省略

別表第36

消防法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(6) 省略	
(7) 法第13条の3第3項の規定に基づく 危険物取扱者試験の手数料	
ア 甲種危険物取扱者試験	7,200円
イ 乙種危険物取扱者試験	5,300円
ウ 丙種危険物取扱者試験	4,200円
(8) 法第13条の23の規定に基づく危険物 の取扱作業の保安に関する講習の受講料	5,300円
(9)・(10) 省略	
(11) 法第17条の8第3項の規定に基づく 消防設備士試験の手数料	
ア 甲種消防設備士試験	6,600円
イ 乙種消防設備士試験	4,400円
(12)～(16) 省略	

注 省略

別表第37～別表第42 省略

別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 省略	
(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	
ア 省略	
イ 当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第8項（同法第25条第1項もしくは第35条第8項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）または都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第9項もしくは第54条第8項の規定により適用される場合を含む。（3）の項イにおいて同じ。）の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(ア)から(ク)までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(ク)までに定める金額を加算した金額 (ア)～(ク) 省略
(3) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築	

区分	金額
(1) 省略	
(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	
ア 省略	
イ 当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第8項（同法第25条第1項もしくは第35条第8項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）または都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第9項もしくは第54条第8項の規定により適用される場合を含む。（3）の項イにおいて同じ。）の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(ア)から(ク)までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(ク)までに定める金額を加算した金額 (ア)～(ク) 省略
(3) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築	

<p>物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 当該申請または通知に係る建築物が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第12条第8項の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である場合</p>	<p>アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分について(2)の項イの規定により算定して得られる額を加算した金額</p>	<p>物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 当該申請または通知に係る建築物が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第12条第8項の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である場合</p>	<p>アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分について(2)の項イの規定により算定して得られる額を加算した金額</p>
(4)～(48) 省略	(4)～(48) 省略		
(新設)	(49) 政令第137条の12第6項または第7項の規定に基づく大規模の修繕または大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査の手数料	30,000円	
(49) 省略	(50) 省略		
<p>注1 (1)の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号の区分に定める面積について算定する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕もしくは大規模の模様替をし、またはその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く）</p>	<p>注1 (1)の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号の区分に定める面積について算定する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕もしくは大規模の模様替をし、またはその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く）</p>		

く。) 当該移転、修繕、模様替えまたは用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(4) 計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕もしくは大規模の模様替えをし、またはその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 (2)の項ア(同項イにおいて算定する場合を含む。)および(3)の項ア(同項イにおいて算定する場合を含む。)の床面積の合計は、建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、またはその大規模の修繕もしくは大規模の模様替えをする場合にあつては当該移転、修繕または模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。

3 (2)の項イ((3)の項イにおいて算定する場合を含む。)の非住宅部分の床面積の合計は、建築物の増築または改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分(建築物の増築または改築をする部分以外の部分をいう。以下同じ。)があるときは、当該既存部分以外の部分の床面積について算定する。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物が2以上ある場合における(2)の項イ((3)の項イにおいて算定する場合

く。) 当該移転、修繕、模様替または用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(4) 計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕もしくは大規模の模様替をし、またはその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 (2)の項ア(同項イにおいて算定する場合を含む。)および(3)の項ア(同項イにおいて算定する場合を含む。)の床面積の合計は、建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、またはその大規模の修繕もしくは大規模の模様替をする場合にあつては当該移転、修繕または模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

3 (2)の項イ((3)の項イにおいて算定する場合を含む。)の非住宅部分の床面積の合計は、建築物の増築または改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分(建築物の増築または改築をする部分以外の部分をいう。以下同じ。)があるときは、当該既存部分以外の部分の床面積について算定する。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物が2以上ある場合における(2)の項イ((3)の項イにおいて算定する場合

を含む。)の規定の適用については、同項イ中「次の」とあるのは「当該申請または通知に係る建築物ごとに次の」と、「係る建築物」とあるのは「係る建築物ごと」とする。

5～8 省略

別表第43の2～別表第45 省略

別表第46

高圧ガス保安法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 高圧ガス保安法（以下この表において「法」という。）第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査の手数料 ア 法第5条第1項第1号に該当する者（ <u>イ</u> に掲げる者を除く。） （ア）～（ケ） 省略 イ 法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この表において同じ。）のみを使用して高圧ガスを製造するもの （ア）～（コ） 省略	

合を含む。)の規定の適用については、同項イ中「次の」とあるのは「当該申請または通知に係る建築物ごとに次の」と、「係る建築物」とあるのは「係る建築物ごと」とする。

5～8 省略

別表第43の2～別表第45 省略

別表第46

高圧ガス保安法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 高圧ガス保安法（以下この表において「法」という。）第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査の手数料 ア 法第5条第1項第1号に該当する者（ <u>イ</u> <u>およびウ</u> に掲げる者を除く。） （ア）～（ケ） 省略 イ 法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この表において同じ。）のみを使用して高圧ガスを製造するもの（ <u>ウ</u> に掲げる者を除く。） （ア）～（コ） 省略	

(新設)		ウ 法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備のみを使用して高压ガスを製造するもののうち、当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者	6,000円
エ 省略		エ 省略	
(2)～(19) 省略		(2)～(19) 省略	
注 省略		注 省略	
別表第47～別表第56 省略		別表第47～別表第56 省略	
別表第57		別表第57	
職業能力開発促進法に基づく事務手数料		職業能力開発促進法に基づく事務手数料	
区分	金額	区分	金額
(1)～(3) 省略		(1)～(3) 省略	
(4) 職業能力開発促進法施行令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の手数料		(4) 職業能力開発促進法施行令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の手数料	
ア 実技試験		ア 実技試験	
ア 特級に係るもの	同 18,200	ア 特級に係るもの	同 18,200
イ 1級、2級、3級、基礎級および単一等級に係るもの		イ 1級、2級、3級、基礎級および単一等級に係るもの	
a 機械検査	同 15,100	a 機械検査	同 15,100
b 婦人子供服製造	同 15,100	b 婦人子供服製造	同 15,100

c	和裁	同	13,300
d	テクニカルイラストレーション	同	13,300
e	機械・プラント製図	同	13,300
f	電気製図	同	13,300
g	その他の職種	同	18,200
イ	省略		

(5) 省略

注1 省略

2 (4)の項に規定する2級または3級に係る実技試験を受けようとする日の属する年度の4月1日現在において年齢25歳未満の者であつて、次の各号のいずれにも該当するものに係る当該実技試験の手数料は、同項ア(イ)に定める金額(注1の規定の適用がある場合にあつては、注1の規定により算定して得られた金額とする。)から9,000円を控除して得た金額(当該金額が2,900円を下回る場合にあつては、2,900円とする。)とする。

(1) 技能検定の受検の申請の日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であること。

(2) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者でないこと。

c	和裁	同	13,300
d	テクニカルイラストレーション	同	13,300
e	機械・プラント製図	同	13,300
f	電気製図	同	13,300
g	その他の職種	同	18,200
イ	省略		

(5) 省略

注1 省略

2 (4)の項に規定する3級に係る実技試験を受けようとする日の属する年度の4月1日現在において年齢23歳未満の者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者を除く。)に係る当該実技試験の手数料は、同項ア(イ)に定める金額(注1の規定の適用がある場合にあつては、注1の規定により算定して得られた金額とする。)から9,000円(当該実技試験を受けようとする者が技能検定の受検の申請の日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者でない場合にあつては、4,500円とする。)を控除して得た金額(当該金額が2,900円を下回る場合にあつては、2,900円とする。)とする。

(削除)

別表第58～別表第68 省略

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （以下この表において「法」という。）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料 ア・イ 省略	
(2)～(6) 省略	
(7) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> （平成28年国土交通省令第5号。以下この表において「省令」という。）第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	(1)の項の規定により算定して得られる金額
(8) 省略	

注 省略

別表第70・別表第71 省略

別表第58～別表第68 省略

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> （以下この表において「法」という。）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料 ア・イ 省略	
(2)～(6) 省略	
(7) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> （平成28年国土交通省令第5号。以下この表において「省令」という。）第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	(1)の項の規定により算定して得られる金額
(8) 省略	

注 省略

別表第70・別表第71 省略